# 平成27年度

# 第1回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成27年8月26日(水) 午後1時30分~午後3時30分

場 所 市民創練センター 大会議室

# 出席委員 15名

公益を代表する委員 5名 保険医等を代表する委員 3名 被保険者を代表する委員 6名 被用者保険等の保険者を代表する委員 1名

欠席委員 5名

事 務 局 7名

- 1 開 会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介

欠席者の紹介

市職員の自己紹介

協議会成立の報告

情報公開の承認等

- 5 会長・会長職務代理者の選任
- 6 会長の承認

職務代理者の承認

会長あいさつ

- 7 議事録署名委員の指名多田 博行委員、箕輪 孝子委員
- 8 協議事項

(会 長)

それでは国保医療課長にご説明をいただきます。

## (事務局)

「佐久市国民健康保険の状況について」資料1に基づき説明。

- ・国保被保険者数は年々減少しているが、前期高齢者数は増加している。
- ・国保の全体医療費・一人当たりの医療費の増加、また前期高齢者に係る医療費が著しく増加している。
- ・被保険者の所得状況について、平成22年度から26年度の課税所得額はほぼ横ばいであること、所得階層別においては200万円未満の階層の世帯の占める割合が増加する一方で、

200万円以上の世帯が減少しており、国保財政は極めて厳しい状況が続いている。

- ・ジェネリック医薬品の利用率は約60%だが、今後もさらなる利用促進を図っていく。
- ・26年度の特定健診についは、健診受診者数はあまり変わらないが、検査結果書の提出数が前年度の約60%となっている。

# (会 長)

ありがとうございました。ただいま「(1) 佐久市国民健康保険の状況について」の説明 をいただきましたが、委員さんからの質疑をお伺いします。

# (委 員)

6ページの「世帯の所得階層別状況」について、平成26年度の所得なしが23.34% となっていますが、人数にして何人になりますか。

## (事務局)

確認させていただきます。

# (会 長)

調べているということですので、他にご質問はございますか。

### (委 員)

今の情報ですけれども、あわせて自営業や農業等職業別で出すことはできますか。

## (事務局)

職業別は単純には出ませんが、所得別ならすぐにお出しできると思います。

#### (会 長)

他にはどうでしょうか。

委員のご質問については、先へ進む中でお分かりになったところでお願いします。 それでは、次の説明をお願いいたします。

#### (事務局)

「国民健康保険特別会計事業勘定決算資料」について、資料1-2に基づき説明。

- ・国保税決算額の状況について、引き続く被保険者数及び世帯数の減少、低所得者世帯割合の増加等により、歳出の伸びとは逆に、調定額が年々減少している。
- ・一般会計繰入金は、基準内の繰り入れとなっているが、低所得者に係る国保税の軽減額が増えていることから、保険基盤安定繰入金が増となっている。

- ・基金繰入金は、平成26年度における歳入不足を補うため全残高の取崩しを行った。
- ・団塊の世代に係る被保険者が全て65歳以上となり、国保加入者の4割弱を占める。加入者の高齢化が進み、後期高齢者支援金及び介護納付金は、高齢化の進展により年々増となっている。
- ・保険給付費は、前期高齢者分が増となっている。
- ・1日当たり・レセプト1件当たりの診療費が上がっていると考えられる。佐久地域で高度な医療が受けられる体制が整えられたことから、当面この状況が続き、国保の保険給付費と 患者負担額が増えることが予想される。地域の医療機関の利活用や、医療保険制度の「ありかた」を見定めていかなければならないと考えている。

## (会 長)

ありがとうございました。

#### (事務局)

先ほどご質問のありました、全世帯に占める所得なし世帯 23.34%ですが、資料 1 の 1 ページでお示ししました被保険者の状況にある 15,049 世帯の 23.34% ということですので、おおむね 3,500 世帯と考えられます。

#### (会 長)

よろしいでしょうか。

それでは国民健康保険の取り組みについて説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

#### (委 員)

その他の葬祭費の件についてですが、被保険者一人亡くなると、いくら支給されるのでしょうか。

#### (事務局)

亡くなった際に5万円支給しております。

### (委 員)

公共の施設に県外から来ている人には出ないという事でしょうか。住所を移してあれば、 県外から来ているお年寄りで亡くなった人にも5万円出るのですか。

#### (事務局)

あくまでも佐久市の国保に入っている方だけでございます。佐久市にいらっしゃる方、全 員ではございません。

# (委 員)

葬祭費5万円を支給するよりは、葬祭費を火葬料の方へまわして無料にするなど、新しい 火葬場等へ補助を出してみてはどうでしょうか。もしくは出産・育児の方へ回した方がよい のではないかと思います。

そもそも、葬祭費はどうしても出さなければいけないものなのでしょうか。病気になったときに補助を受けているので、亡くなった人に無理に出さなくても良いのではないかと思います。

# (事務局)

ご質問の件につきまして、亡くなった人には葬祭費ということで出させていただいています。額も含め、後期高齢者、各保険制度でも葬祭費ということで他も行っている状況で、佐久市国保だけやめるというわけにはいかない状況です。法律に基づいて、出せるということで行っております。

火葬場は広域の方で管理しておりますし、また出産費は医療費の給付ですので、そちらに 回すのは、制度上できないところでございます。

この場でどちらとも言えないものですから、貴重な意見として持ち帰りたいと思います。

# (会 長)

火葬場の費用は、だいたい今までの倍の費用になりますから、5万円いただければそちらへ回せるのではないかと思います。ただ、それはまた別の話になりますので、今の意見は貴重な意見として検討していただきたいと思います。

他にはどうでしょうか。

#### (委員)

特別会計の決算についていくつかお尋ねしたいのですが、よろしいでしょうか。 昨年、16.8%に引き上げをする際、歳入と歳出について精査をした結果、単年度の収支 についてゼロという数字を出しています。その上で、実質的に平成26年度から赤字が3億 5,300万円、国保税の16.8%値上げをして、平成27年度では、単年度で3億9, 300万円の赤字をゼロにするという話で値上げが答申されました。

今年の決算を見ますと、平成26年度4ページにありますように、1億3,100万円赤字になったので繰り上げ充用した、こういうデータになっているわけですね。それで14ページの右肩あがりの医療費の状況についてみますと、もう既に27年度から1億3,100万円が充当されているわけです。こんなにも医療費が急激に伸びていると示されているわけですが、その16.8%値上げしたという結果にもかかわらず、27年度においては大幅な赤字が想定される、ということでしょうか。

もうひとつ11ページの不納欠損及び収入未済額について、26年度分で結構ですので 6, 976万1千円、その下の収入未済額、1億2, 609万8千円、3億3, 251万3千円についてご説明いただけないでしょうか。

# (事務局)

それでは最初に質問いただきましたことについてお答えします。

今回いただいたご質問ですが、決算ということではなく、決算を見たうえでの27年度の 見通しのご質問だと思いますが、税率改正をするとき12月議会で見通しを立て、26年度 の決算はマイナスだろうという事を想定して27年度以降の収支見込みをもって税率改正 をさせていただきました。

しかし、それ以前の状況から26年度後半について推定するのは大変厳しい状況だったのではないかと思っております。ですから、想定外の伸び率が26年度後半にあったと解釈し、26年度の変化、つまり何が原因なのかという分析を進めまして、その分析の結果について明らかになっている部分があります。

27年度5月が一番ピークになっていまして、この状況は続く可能性があると踏んでおります。そうすると、26年度に繰り上げ充用をした27年度の改定は、そういった意味で当初の税率改正をさせていただいたシュミレーションを作った時以上に厳しい状況にあるのだと今私たちは考えております。

それに対する対策は、今検討中ですので、国保運営協議会の皆様に逐次その状況を把握しながら将来設計を立てた上でご報告あるいはご相談をさせていただきたいと考えております。

では続いて、次の質問にお答えします。

不納欠損及び収入未済額の中身のお話ですが、不納欠損につきましては、生活困窮、行方不明の方、本人がすでに亡くなられている方、経営不振、生活保護、一番多いのは財産が無いという事で不納欠損をさせていただいている、という状況でございます。

収入未済につきましても、不能欠損の理由と同じくくりということで、基本的に内容は同様ということになっております。

## (委員)

確認させていただきたいのですが、不能欠損の6億9,000万円は損金に入れたという ことでよろしいでしょうか。収入から減らした、ということでしょうか。

#### (事務局)

不納欠損は、基本的には未収のある世帯について財産調査を行い、徴収できないということで執行停止をかけます。

例えば全体で言うと、特に現年より過年分が多いですが、当初国保の方で課税をあげ、翌年度に滞納繰越分という形であげたもの、その中で徴収できない分を落とします。その翌年度に徴収できない分を削ったものが不納ということになります。

#### (委員)

そうしますと4億5,000万円を収入に計上としてあるけれども、実際には歳入となっていないということでしょうか。

# (事務局)

収入未済は26年度中に徴収できなかった部分、翌年度繰り越されてやはり滞納ということで、翌年に上乗せになります。不納欠損は実際に落としたもの、収入未済額は翌年の過年度分の滞納という形になり、徴収する対象になります。

簡単に言いますと、不納欠損というのは収納できない理由があって、税の徴収をあきらめてしまうという事になります。

収入未済については、26年度4億5,400万円ありますが、27年度の滞納繰越分の 調定額として計上されているということになります。こちらの方はあくまでも徴収していく 分になります。

# (委 員)

結局、平成26年度の赤字、1億3,000万円のうち、約7,000万円が滞納ということで徴収できなくて、欠損にしたということでよろしいでしょうか。

# (事務局)

不納欠損というのは、債権を放棄した、ということです。その債権は何かというと、前年 度以前からずっと繋がってきている未収金のうち、徴収をすることが不可能だと見込まれて いるものについてその債権を放棄した、という事です。まだ可能性があるものについては、 この2億5,800万円としてこれから徴収をしていくということです。

先ほど、赤字になった1億3,200万円というのは、これは明らかに別の算出に基づくもので、この欠損と収入未済額とは全く関係ありません。収入に対して支出の方が多かった、逆に、支出に対して収納が確保できなかった、ということでございます。不納欠損をしたから足りなかった、ということではございません。

## (会 長)

いかがでしょうか。

質問終わらせていただきます。

#### (事務局)

- 「(2) 佐久市国民健康保険の取り組みについて」、資料2に基づき説明。
- ・平成26年度会計への繰り上げ充用による27年度国保特別会計への影響額削減対策としての4つの重点強化策の説明。
- ① 収納対策の強化
- ② ジェネリック医薬品の使用促進強化
- ③ 糖尿病性腎症等の重症化予防の強化
- ④ 早期発見、早期治療の促進の強化

# (会 長)

ありがとうございました。

今の資料2のご説明につきまして、何かご発言がありましたらお願いいたします。

# (委員)

アンケートに関してですが、差支えなければその結果に関して、教えていただければ幸いです。

集計結果につきましては、佐久薬剤師会及び小諸北佐久薬剤師会へ報告することになっておりますが、佐久医師会にも情報をいただけるとありがたいです。

# (事務局)

アンケートにつきましては、薬剤師会にご協力いただいて実施しているという状況でございます。花岡先生にもご相談しまして、結果についてはお知らせしたいとこちらの方では思っています。以上です。

# (会 長)

よろしくお願いします。

他にはどうでしょうか。

# (会 長)

よろしいでしょうか。

他になければ、(2)は終わらせていただいて、(3)国民健康保険の安定化に向けた改革 に移らさせていただきます。

#### (事務局)

- 「(3) 国民健康保険の安定化に向けた改革について」資料3に基づき説明。
- ・「平成27年度都道府県ブロック会議」において厚生労働省より配布された資料によると、「市町村国保が抱える構造的な課題」があげられており、この課題を解決するため、「医療保険制度改革法」が公布され、これに盛り込まれた国保制度の安定化に向けた具体的な施策は、大きく「公費の拡充」と「運営の在り方の見直し」の2点に分けられます。

# (会 長)

ありがとうございました。

平成30年度から新制度というご説明でしたが、何かご質問等ありますでしょうか。

#### (委 員)

平成30年度から、県で統一されるということですよね。赤字の場合は、また市町村によ

って格差が出てくると思いますが、今の状態で赤字になった場合、そこで国保税率が上がる という可能性はあるでしょうか。

#### (事務局)

県全体で、長野県の医療費水準、それぞれの市町村における所得水準等々を勘案いたしまして、標準税率なるものを国保に示してくる状況であります。その標準税率どおりに、保険料、もしくは保険税をかければ、その給付費に見合った税が収入として得られるという結論になっています。

例えば各保険者で、資産割や平等割など佐久市では4パターンあるのですが、そういうパターンを変えずにやっていく、もしくはパターンを変えていく、もしくは県の示したそのとおりやっていく。それぞれの設定ということになりますと、県の収納率が少し高いので、もう少し落として考えた方がいいのではないかという市町村ごとの裁量は若干ある、と思います。

#### (事務局)

補足をさせていただきます。

27年度から2年間ということで税率を改定させていただきました。委員の皆さんにはご検討いただいたことではあったわけですが、先ほどのお話にもあったように、状況が変わってきていることもありますので、いずれにしても29年度にはもう一度、見直しをする作業を進めていくようになると思います。

その上で、なおかつ30年度から県に移行するにあたり、県から示された佐久市国保ではこれだけの財源が必要だといわれたときに、何%の税率でいけるか、標準税率でいけるかどうかというのは各市町村にゆだねられると思いますので、その状況によっては30年度も見直しをしなければならない、ということもあるかと考えます。

#### (会 長)

他にはいかがですか。

#### (委員)

具体的にどうなるかということが最初でわからないと思うのですが、将来的な保険料の標準化を進める為、ということは将来的には長野県内同一の賦課基準になるという事ですよね。 そうすると、現在すごく高いところはだんだん低く、低いところはだんだん高く、という認識でよろしいでしょうか。

#### (事務局)

はい、国が目指しているところは、そうです。最終的には長野県下一本の税率を目指すことだと思います。

29年度になる予定が30年度に延びた背景には、市町村国保というのは各国保独自に税率を定めてきたわけで、ましてや一般会計の繰り入れがあるのか無いのかなど一気に一本化

できないということから、審議中にもいろいろな意見がでてきて、それを調整する期間も必要という考えだと思います。

# (会 長)

ほかはどうでしょうか。

それでは3番の安定化に向けた改革についても報告は終わりにしたいと思います。 ありがとうございました。

# (会 長)

ご質問がないようでございますので、続きまして「(4) その他について」事務局より説明をお願いします。

# (事務局)

「非自発的失業者に対する国保税の軽減誤りについて」経過、今後の対応について説明。

# (会 長)

新聞等でご覧になってご存じかと思いますが、今のご説明につきましてはよろしいでしょうか。 委員さんの方からそれ以外にご質問等ございますでしょうか。

# (委員)

国保関係等、大変大事な制度でありますので、今後この制度がどうなっていくか大変関心があるところです。一つお願いしたいのは、佐久市における減免の取り扱いの条例について、お出しいただければと思います。

#### (事務局)

条例につきましては、ご希望があれば、職員がお話することはできます。

またホームページ等で公開しておりますので、そちらで見れる方は見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### (会 長)

よろしいですか。

# (委 員)

結構です。

# (会 長)

他にどうでしょうか。よろしければ8番の議事についてはこれで終了したいと思います。 続きまして、9番のその他ですが、事務局の方から何かございますか。

# 9 その他

事務局より、事務連絡。

# (会 長)

ありがとうございました。 これについて何かご質問等ございますでしょうか。

それでは本日の日程これですべて終了です。 ご協力ありがとうございました。

# 10 閉会

事務局より閉会のあいさつ

# 議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいてあります。